

障害者任免状況通報書

機関名 兵庫県警察本部

令和 5 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況													
① 職員の数 ((注意) 2, 3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3, 4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3, 5参照)							
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)					
12,767 人	580 人	13,057 人	11,978 人	0 人	11,978 人	32 人	2 人	33 人					
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3, 6参照)													
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ホ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ +(ニ×0.5)	(ヘ) 重度知的障害者	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ヌ) 知的障害者の数 =(ヘ×2)+ト+チ +(リ×0.5)	(ル) 精神障害者	(レ) 精神障害者である短時間勤務職員	(ロ) 精神障害者の数 =ル+レ	
11 人 (0)	6 人 (0)	3 人 (0)	4 人 (0)	33 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	2 人 (1)	0 人 (0)	2 人 (1)	
B 上記に基づく計算													
⑤ 現在設定されている除外率 ((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =③i/(①c-②d)×100 ((注意) 8, 9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②d-(①c-②d)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④ホ+④ヌ+④ル ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =⑩/⑨×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)						
0 %	3 %	0 %	0 %	1,079 人	35 人	3.24 %	0 人						
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数													
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数					
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	1 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	7 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	4 人					
	視野障害	0 人		下肢不自由	5 人		じん臓機能障害	2 人					
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	4 人		体幹機能障害	0 人		呼吸器機能障害	0 人					
	平衡機能障害	0 人		上肢機能障害	0 人		ぼうこう又は直腸機能障害	0 人					
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		0 人		移動機能障害	0 人		小腸機能障害	0 人					
								免疫機能障害	0 人				
								肝臓機能障害	1 人				
D 障害者雇用推進者		役職名 警務部長	氏名 曾根 明文		E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL www.police.pref.hyogo.lg.jp/kunrei/index.htm								
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。													
令和 5 年 7 月 3 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長													
任命権者の官職及び氏名 兵庫県警察本部長 警視監 村井紀之													

兵庫県警察障害者活躍推進計画の推進状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項に基づき、令和4年度の兵庫県警察障害者活躍推進計画の推進状況について、下記のとおり公表します。

1 目標

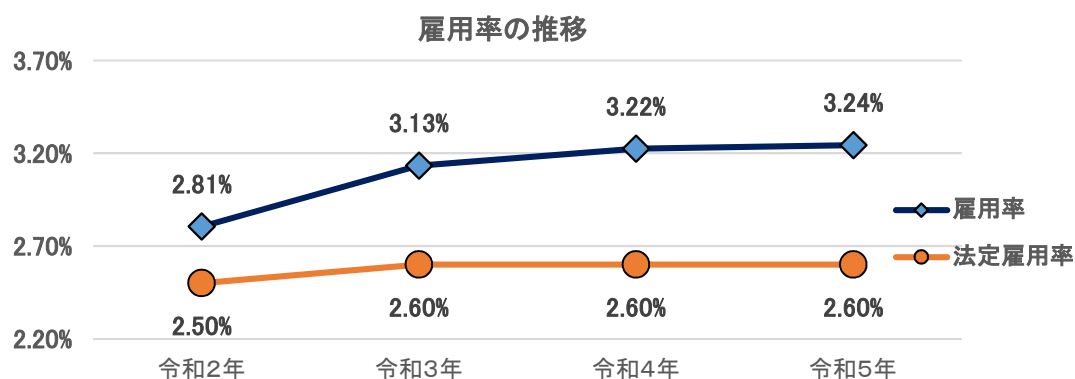
- ・雇用率を2.6%以上
- ・職場への定着
- ・職域の拡大(キャリア形成)

2 計画の推進状況

(1) 採用に関する取組

ア 障害者を対象とする職員の募集に際し、県と県警のホームページ掲載に加え、障害者採用に特化した就職情報サイトへも掲載

イ 令和5年度障害者新規採用一般職員1名(雇用率 3.24%)



ウ 採用前に個別面談や警察学校見学会を開催し、職員の不安感を解消

(2) 職場への定着に関する取組

ア 障害者職業生活相談員4名を選定して障害を持つ職員へ周知し、職場における意見・要望等の把握を実施

イ 住居地、職員の希望、適性等に配慮した人事配置を実施

(3) キャリア形成への取組

視覚・聴力障害者の一斉考査や昇任試験では、文字拡大装置の利用、注意事項の書面配布、パソコン利用による答案作成等の配慮を実施

(4) 勤務環境の整備に関する取組

新規採用者には、業務や職場等への不安解消のため、配置先の所属幹部による定期的な面談を実施

(5) その他の取組

ア 障害者雇用促進企業から事務用品等を調達するなど、障害者が活躍できる場の拡大を支援

イ 教養資料や視聴覚教材を活用し、障害のある人への理解を深める取組を実施